

学校における
薬物乱用緊急対応マニュアル

神奈川県教育庁保健体育課

本マニュアルの活用のしかた

近年、青少年における覚せい剤や有機溶剤（シンナー）等の薬物乱用の増加や低年齢化が、重要な教育問題や社会問題になっています。

各学校におかれましては、教科での学習をはじめ、薬物乱用防止教室などの特別活動、保護者・地域への啓発活動を通して、児童生徒一人ひとりの「健康」について、日々ご尽力をいただいていることと思います。

しかし、児童生徒を取り巻く「薬物」の状況は、携帯電話・インターネットの普及による購入のしやすさなどから、さらに厳しくなっているといえます。

学校での薬物乱用問題、児童生徒からの身近な薬物乱用者についての相談など、多様な対応が求められています。

こうした事態に備えて、

薬物乱用現場での教員及び教員組織の対応、生徒からの相談に対する対応
相談機関及び相談に際しての注意点
相談機関委託後の生徒の措置

について掲載してあります。

本マニュアルを参考に、学校における薬物乱用についての緊急的な対応について、児童生徒の安全確保や学校の安全管理に係る対策をお願いします。

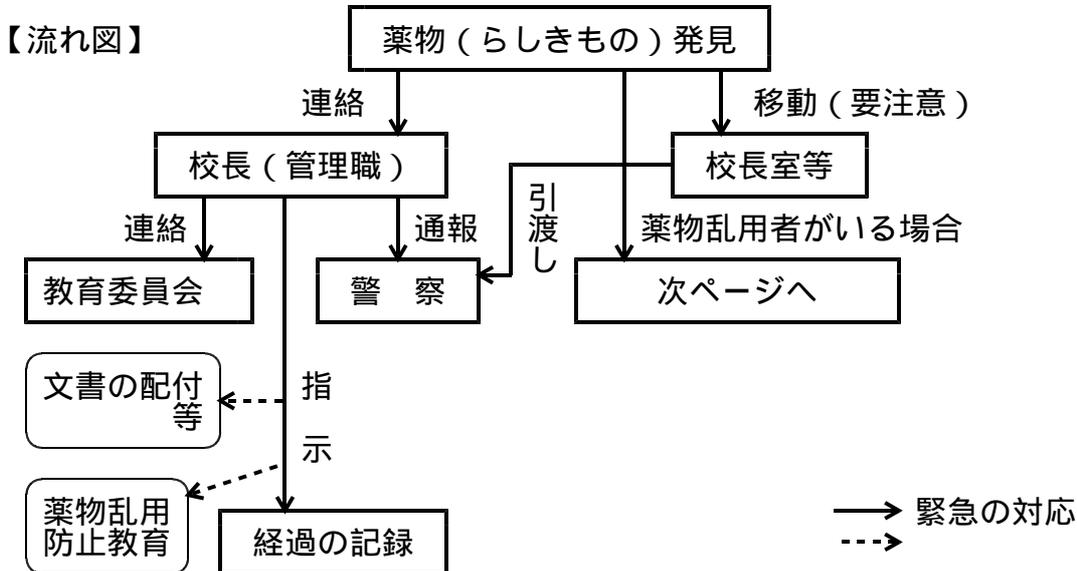
あわせて、当該児童生徒の治療及び人権などのアフター・ケアにつきましても適切な配慮をお願いします。

目 次

1	学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応	36
2	学校内で薬物乱用者を発見した場合の対応	37
3	児童生徒や保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応	39
4	立ち直りのための相談機関	40
5	警察署・相談機関委託後の措置	42
6	薬物乱用と取締法令	43
7	相談機関一覧・地区の相談機関	44

1 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応

平成13年10月19日付防災局作成「県内における不審物発見時の情報等伝達フロー図」を参考に、機敏かつ慎重に対応することを基本とする。



市町村立の学校においては当該市町村教育委員会、県立学校においては高校教育課生徒指導担当へ連絡

【留意点】

ただちに管理職に報告し、管理職は警察に通報する。

薬物らしきものの扱いについては、手を触れず、そのままにしておく。

(やむを得ず動かす場合は、校長室等、児童生徒が触れることがない場所に移動する。

その際、ハンカチ等でつかみ、直接手で触れないよう注意する。

移動後は有害物質の拡散を防止するため、透明なビニール袋等に入れて複数の目で監視し、手を触れずに警察の到着を待つ。到着次第引き渡す。)

発見者・発見状況(写真撮影)・通報時刻等の情報をできるだけ詳細に記録する。

校長(管理職)は教育委員会に一報する。

警察到着後は警察の指示に従い、必要に応じて関係機関と連携を図る。

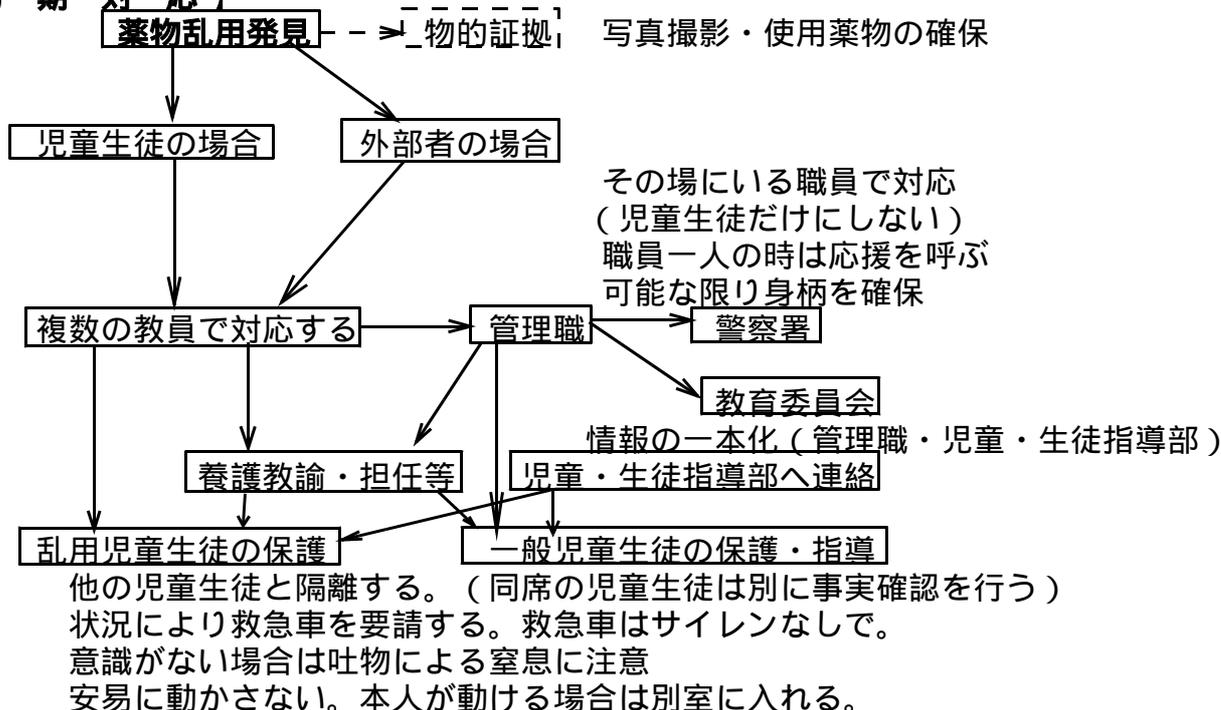
児童生徒や保護者の不安が予想されるような場合は、不安を払拭するため、保護者宛に文書を作成して配付するなどの対応を協議し、速やかに実施する。

できるだけ速やかに全校児童生徒に対し、改めて薬物乱用防止のための指導を実施する。

2 学校内で薬物乱用者を発見した場合の対応

ここでいう「薬物乱用者」とは、薬物乱用者、薬物所持者、薬物売買者をいう。

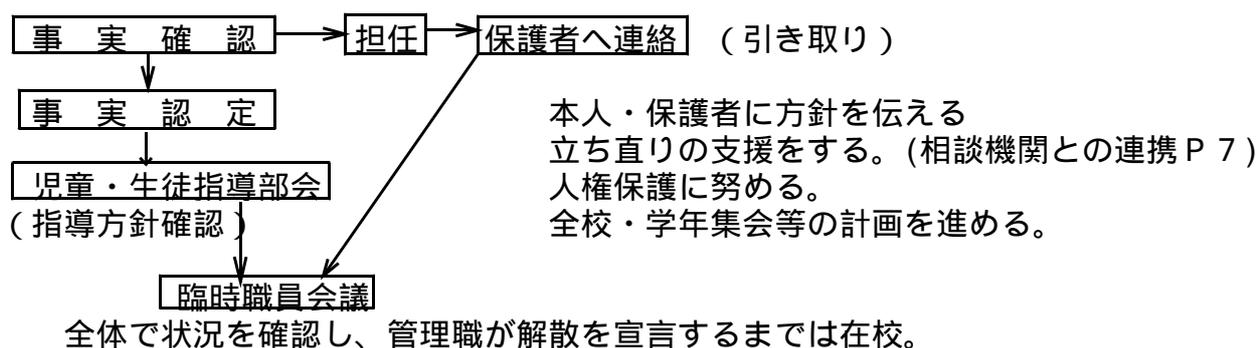
【初期対応】



【職員への対応】

児童・生徒の生命身体の保護を第一とする。
 基本的には管理職もしくは児童・生徒指導担当教諭の指示で行動。
 必ず複数で行動。単独行動は絶対にさける。
 次の指示があるまでは、その場を離れない。
 報道対応も考慮する。

【2次対応】



【補足事項】

薬物事犯については、薬物の所持・使用が全て違法であり、事件であるので、原則として警察に連絡をとる。

学校外で乱用行為を発見した場合にも、児童生徒の心身への重大な影響及び違法な流通からの保護等の観点から、直ちに管理職、家庭、警察、学校医、学校薬剤師等関係機関に連絡し、適切な対応を図る。

児童生徒の人権及びプライバシーに十分な配慮をする必要がある。

薬物乱用の兆候、サイン

薬物を乱用すると人には、さまざまな兆候や危険なサインが現れる。日常の中で、子どもたちの様子に関心をもつことが薬物乱用を未然に防ぐことにつながる。

《身体面》

食欲が不自然になくなったり、やせてくる。

体重が減少する。

目が充血している。

目がつり上がる。目つきが厳しくなる。目がうつろになる。

顔色が悪い。

さかんにつばを吐く。水を飲みたがる。唇をなめる。

手足が震える。手足の動きがスムーズでなくなる。

ろれつが回らない。

眠らない。また、一度眠ると起こしても起きず、何時間も眠る。

《生活面》

帰宅時間が遅くなる。

金遣いが荒くなる。必要以上にお金を要求する。

たばこを常用したり、酒を飲んだりする。

態度や表情が明るくなったり、暗くなったりする。

自己中心的で落ち着きがない。

感情を抑えることができず、いらいらして暴力的になる。

妄想を抱く。つじつまの合わないことを言う。

家庭でのコミュニケーションを図ろうとしない。

保護者の知らない人から連絡がよくある。

親や教師などへの過度の反抗や無断欠席などが現れる。

咳止め薬、鎮痛剤、風邪薬、睡眠薬、粉末の薬や有機溶剤、ガスなどを不必要なのに持っている。

友達が頻繁に訪れ、部屋で何かをしている。

部屋のゴミ箱に、異臭のするティッシュ、ビニールが捨ててある。

非行行動（不良交友、暴走族とのつながり、薬物代欲しさの恐喝、盗み、売春等の犯罪に手を出す）等を伴う。

3 児童生徒や保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応

児童生徒から相談があった場合、学校の内外に関わらず、児童生徒の心身への重大な影響や学業不振、非行など多くの付随的な問題がある。また薬物乱用は違法な犯罪行為であり、周辺に暴力団や素行不良者が関与している場合が多く、早期の保護が大切である。

児童生徒に対して、緊急かつ誠実な対応が必要である。

その際、次の点について注意し対応する。

児童生徒からの発信を大切にし、受容的な態度で、人権に配慮した対応をする。

児童生徒を保護するという温情的な発想や、世間体から学校（教員）だけで解決しようとせず、関係機関との連携を図る。

関係機関における措置の後、学校としての特別指導を講じるかどうかは、教育的見地にたち、個々の児童生徒の状況をふまえて判断すべきであり、単なる制裁的な対応とならないように配慮する。

事実が確認されなかった場合でも、相談を持ちかけた児童生徒及び当該児童生徒の人権に十分配慮した上で、注意深く観察することが望まれる。また、必要に応じて、当該児童生徒の保護者などに、心配して相談を持ちかけてきた児童生徒がいることなどを知らせるかどうかが検討する。

(1) 児童生徒から薬物乱用についての相談を受けたとき

ア 本人からの相談

当該児童生徒から乱用薬物、乱用動機、乱用した時間・場所（最終使用日）、一緒にいた人、などの状況を聞く。

事実確認の際には、他の児童生徒や教員に聞かれたくない問題なので、カウンセリングルームなどの別室を使う。

当該児童生徒の心身の問題、非行行為などの付随的な問題を理解させ、本人・教員だけの力では解決できないことを伝え、保護者・警察・医療機関に連絡をとり対応することの必要性についての同意を得る。

管理職や他の教員、養護教諭に現状と今後の対応について話しておく。

保護者と連絡をとり、児童・生徒指導担当など複数の教員で面談を実施する。その際、保護者が当該児童生徒に対して攻撃的になる場合が多いので、最初は保護者と教員の2者面談などの配慮が必要である。その場合、保護者が当該児童生徒を怒るだけでは何の解決も得られないことを理解してもらい、警察や医療機関などと連携した対応についての同意を得る。

当該児童生徒や保護者が初めて関係機関を訪れるときはとても不安である。

また、単に紹介しただけでは相談に行かない場合も多い。教員が先方との仲立ちを勤め、相談に行きやすい環境を作る。（相談の際、伝えるべき内容についてはP40参照）

イ 友人からの相談（地域からの連絡）

相談をもちかけた児童生徒や相談中に話題としてあがった児童生徒の人権に配慮することが重要である。

相談をもちかけた児童生徒から、当該児童生徒について、乱用薬物、乱用動機、乱用した時間・場所、一緒にいた人、入手先・方法などの状況を聞く。

相談を持ちかけた児童生徒と当該児童生徒の関係もあるので、当該児童生徒からの事実確認は慎重に行う。状況に応じ保護者との面談を実施する。

事実が確認された段階で、対応については(1)(2)に準ずる。

(2) 保護者から薬物乱用についての相談を受けたとき

管理職に連絡を入れる。保護者との面接を行う際には職員室では行わない。

また、担任だけでなく、児童・生徒指導担当など複数の教員に立ち会いを求め、乱用薬物、乱用動機、乱用した時間・場所、一緒にいた者、入手先・方法などの状況を聞く。

学校や保護者だけでは解決ができない問題であることを十分説得し、外部機関との連携を説得し、仲立ちする。

4 立ち直りのための相談機関

相談には、医療的処遇、福祉的処遇の側面がある。

相談機関側の捉え方

乱用者の精神面、身体面の健康を蝕むもの

乱用者の社会性を蝕むもの

以上2つの視点から薬物乱用を疾病と捉え、相談を受けたり、治療（薬物を断つ動機付け、精神病症状に対する薬物療法、精神療法）を行う。

(1) 機関

精神保健福祉センター、精神医療センターせりがや病院、国立療養所久里浜病院、保健福祉事務所、保健所、県警少年相談・保護センター、児童相談所

(2) 相談の前提となる事項

相談する場合、はっきりさせておかなければならないことは、本人の治療への意志の問題である。これにより、相談、受診する機関が違ってくる。

ア 治療（断薬）の意志あり

せりがや病院等を受診。ただし、初期乱用者（(4)の第1段階、第2段階に該当する者）で非行的行動を伴っている場合は、児童相談所、県警少年相談・保護センターに相談することも可能。

イ 治療（断薬）の意志なし又は意志定まらず

精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年相談・保護センターに相談

本人に治療の意志がない場合治療ができないので、本人に治療の意志を持たせる必要がある。治療の意志を持たせるには、家族の対応が重要なので、家族を対象に援助、助言を行うことになる。

ウ 暴力、精神症状がある場合

本人の意志に関係なく、暴力、精神症状があり、緊急性がある場合、警察官に通報したり、医療保護入院を前提とした受診（せりがや病院）が必要になる。

(3) 相談の際、伝えるべき事項

乱用薬物の種類

乱用者の対人関係、日常生活、学業問題、家族問題

どうしたいのか

・乱用者本人の治療（断薬）

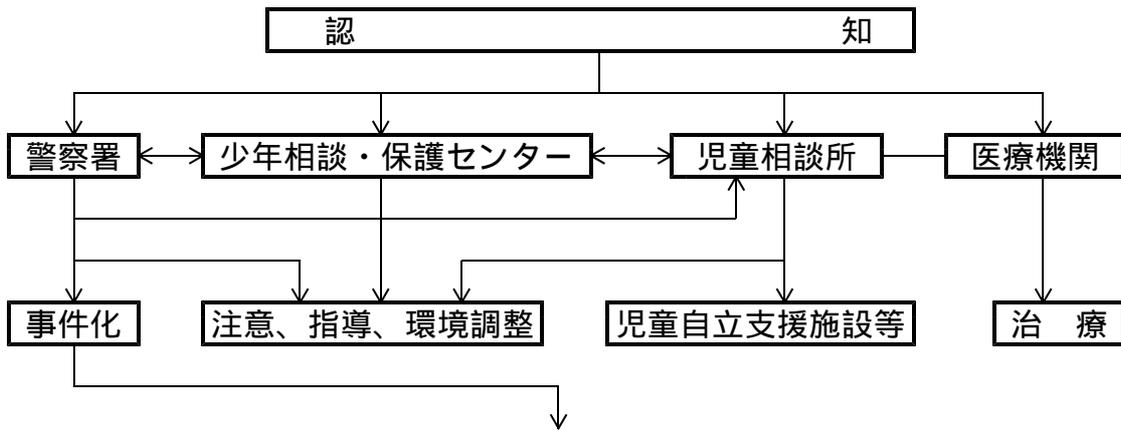
・家族の対応（治療の勧め、乱用仲間との訣別の勧め、暴力被害からの退避）

(4) 参考事項

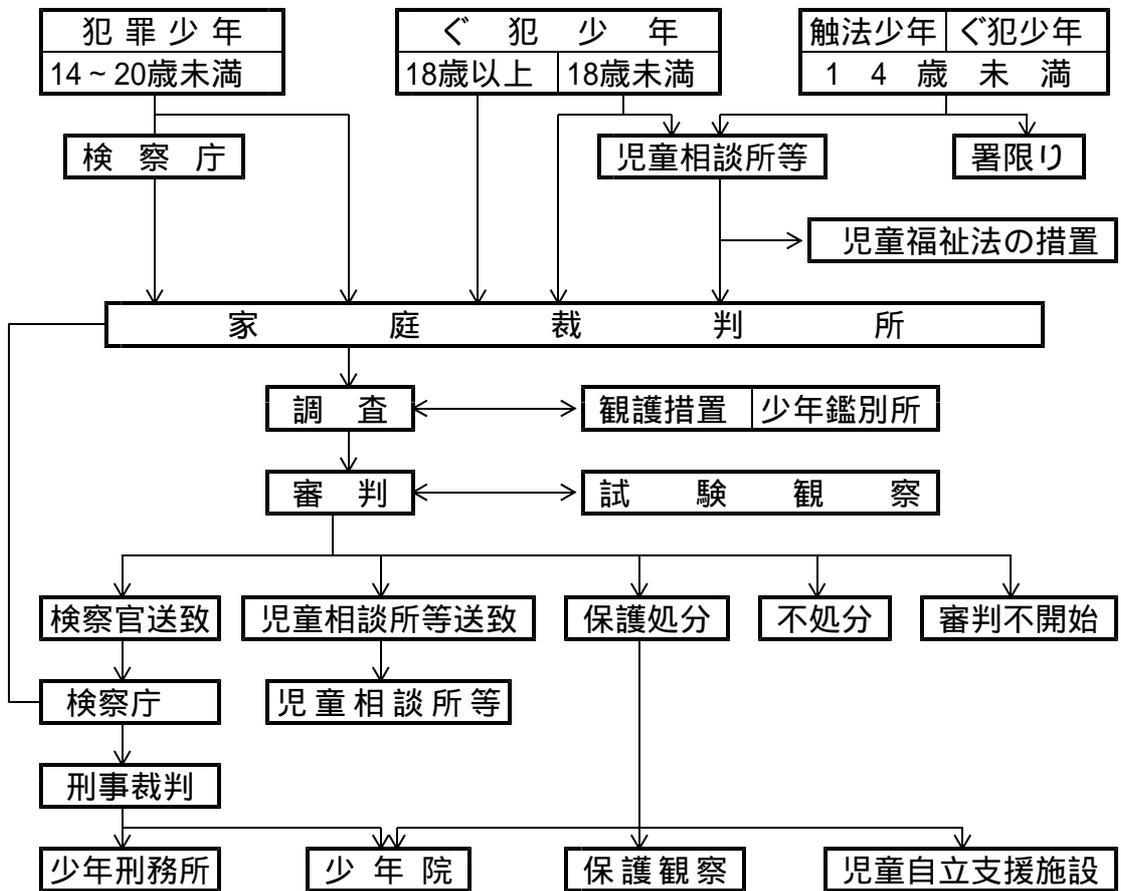
次のとおり、薬物依存の進行過程段階により、治療方法が異なるため、相談機関側は、乱用児童生徒がどの段階に該当するかを判断することが第1の仕事になる。

進 行 過 程		治療方法
段 階	特 徴	
第1段階 気分変化を覚える段階	友人からの勧め。 好奇心による試し。 集団使用。 家族の気づきはない。	依存症専門病院、精神科病院、精神科クリニック等で教育指導的治療。
第2段階 気分変化を求める段階	間隔を置いた定期的使用。 集団使用、時々単独使用。 服装等身なりの変化。	
第3段階 気分変化に夢中になる段階(依存の段階)	頻回の単独使用。 家族との衝突。 検挙補導。不登校。退学。	精神病院や依存症専門病院での強制的措置も含めての精神科治療。 症状改善後も、依存症専門病棟で継続的な治療を受けることが望ましい。 自助グループへの参加が有効な場合もある。
第4段階 薬物が切れると正常と感じられなくなる段階	連日の使用。 1日中の使用。 慢性中毒状態。 身体的疲労。 体重減少。 記憶障害。 フラッシュバック等の精神症状。	

5 警察署、相談機関委託後の措置



~~~~~ 事件化手続の概略 ~~~~~



6 薬物の種類と取締法令

薬物乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいう。

名 称 (俗 称)	法令	違反形態	罰 則
シンナー等有機溶剤 (ニギリ) 急激に酩酊状態になり、大量に摂取すると、呼吸困難に陥り、死に至る。情緒不安定、無気力となり、幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になる。	毒物及び劇物取締法	知情販売 授与 ----- 摂取吸入 目的所持	2年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金 ----- 1年以下の懲役若しくは 50万円以下の罰金
覚せい剤 (エ、スピート、シャブ) 中枢神経が興奮し、気分高揚と疲労がとれたような感じがするが、薬が切れると、強い疲労感や倦怠感、脱力感に襲われる。反復使用していると、幻覚、妄想を伴い、大量摂取すると、死に至る。	覚せい剤取締法	譲渡 譲受 所持 使用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役、 又は情状により1年以上の有 期懲役及び500万円以下の罰金
大麻 (ハルパ、マリファナ、チヨコ) 感覚が異常になり、幻覚や妄想が現れる。薬物精神病になる。	大麻取締法	譲渡 譲受 所持	(単純) 5年以下の懲役 (営利) 7年以下の懲役、又は情状 により7年以下の懲役及び200 万円以下の罰金
ヘロイン 落ち着いたような気分を味わうが、薬が切れると嘔吐や痙攣など激しい退薬症状に襲われ、大量摂取すると、呼吸困難に陥り、死ぬこともある。	麻薬及び向精神薬取締法	譲渡 譲受 施用 所持	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 1年以上の有期懲役、又は 情状により1年以上の有期懲 役及び500万円以下の罰金
----- コカイン (クラック、コーク) 興奮作用があり、効果が迅速で強烈、毒性も強く幻覚や妄想が現れる。大量摂取すると、痙攣発作が起こり、死ぬこともある。 L S D (アシッド、ドラゴン) 幻覚が現れ、色彩感覚が麻痺し、空間がゆがんだような感覚に襲われる。薬物精神病になる。 M D M A (イクスタシー) M D A (ラブ・ドラッグ)		譲渡 譲受 施用 所持	(単純) 7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の懲役、 又は情状により1年 以上10年 以下の懲役及び300 万円以下 の罰金
----- 向精神薬 ----- マジックマッシュルーム		譲渡 譲渡目的所持	(単純) 3年以下の懲役 (営利) 5年以下の懲役、又は情状に より5年以下の懲役及び100 万円以下の罰金
ブタンガス、せき止め薬、	規制外	乱用	補導 (注意・指導)

7 相談機関一覧

相談機関名	住所	電話番号	相談日・時間
県立精神医療センター せりがや病院	横浜市港南区芹が谷 2 - 3 - 1	045-822-0365	月～金 9:00～16:30
県精神保健福祉センター	横浜市港南区芹が谷 2 - 5 - 2	045-821-6060 (こころの電話相談) 045-821-8822 (学校・関係機関)	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 月～金 8:30～17:00
国立療養所久里浜病院	横須賀市野比2769	0468-48-1550	月～金(水曜日を除く) 8:30～11:00
県警少年相談・保護 センター	横浜市中区海岸通り2-4	045-641-0045	月～金 8:30～17:00

地区の相談機関(各校で記入してください)

機関名	住所	電話番号
警察署		
保健福祉事務所・保健所		
児童相談所		
県警少年相談・保護 センター方面事務所		

(参考資料)

けいさつの窓DRUG2001
薬物乱用防止に関する指導 - 指導資料 -
学校で取り組む薬物乱用防止教育

(警察庁 平成13年)
(財団法人日本学校保健会 平成9年)
(勝野眞吾ほか ぎょうせい 平成12年)